

逗子市生ごみ処理容器等購入費助成金交付要綱（平成8年4月1日施行）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;">逗子市生ごみ処理容器等購入費助成金交付要綱 平成8年4月1日 逗子市要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、逗子市の補助金の交付要望及び予算の執行に関する規則(平成3年逗子市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、容器等を購入する者に対し、予算の範囲内において生ごみ処理容器等購入費助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この要綱において「容器等」とは、本市がごみの減量化施策の一環として推奨する生ごみ又は剪定枝を減量化又は資源化させるもので、次に掲げる転売されたものでないものをいう。</p> <p>(1) <u>コンポスター容器 本体の一部を土中に埋め込んで使用するもの</u></p> <p>(2) <u>処理容器 微生物を投入して使用するもの</u></p> <p>(3) <u>ダンボールコンポスト ダンボールの容器及び堆肥化に必要な基材等一式を用いて使用するもの</u></p>	<p style="text-align: center;">逗子市生ごみ処理容器等購入費助成金交付要綱 平成8年4月1日 逗子市要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この要綱において「容器等」とは、本市がごみの減量化施策の一環として推奨する一般家庭から発生した生ごみを電力を使用することなく微生物等により減量化又は資源化させるものであって、転売されたものでないものをいう。</p>

(4) 手動処理機 微生物等を投入して手動でかくはんして使用するもの

(5) 電動処理機 微生物等を投入して電動でかくはんして使用するもの又は電動で乾燥して使用するもの

(6) 剪定枝粉砕機 枝葉を動力を用いて細かく砕くもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるもの

(対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有し、かつ、当該居住する場所で容器等を使用するものとして市長が適当と認めたものとする。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、容器等の購入に要した費用の4分の3(容器等のうち、電力を使用するものにあつては3分の2)の額とし、3万円を上限とする。この場合において、市長が特に必要があると認めたときは、容器等と一括して購入した微生物等の購入に係る金額を含めて助成金の額とすることができるものとする。

2 前項の規定により算出した助成金の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

3 第1項の容器等は、1年度当たり1個(処理能力が不足するときは、市長が必要と認める個数)について認めるものとする。

(助成金の交付)

(対象者)

第3条 (略)

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、容器等の購入に要した費用の4分の3 _____の額とし、3万円を上限とする。この場合において、市長が特に必要があると認めたときは、容器等と一括して購入した微生物等の購入に係る金額を含めて助成金の額とすることができるものとする。

2 (略)

3 助成対象となる容器等は、1世帯当たり1個とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(助成金の交付)

第5条 助成金は、対象者からの申請に基づき記載事項を審査のうえ交付する。

(提出書類の省略)

第6条 助成金の交付要望、交付申請に係る添付書類及び事業実績報告書については、規則第3条本文、規則第7条本文(第3号に掲げる書類を除く。)及び規則第12条本文の規定にかかわらず、提出を要しないものとする。

(市に対する協力)

第7条 第5条の規定により助成金の交付を受けた者は、市が行うごみの減量化施策に協力するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

第5条 (略)

2 助成金の交付は、1年度につき1回とする。

(提出書類の省略)

第6条 (略)

(市に対する協力)

第7条 (略)

(委任)

第8条 (略)